

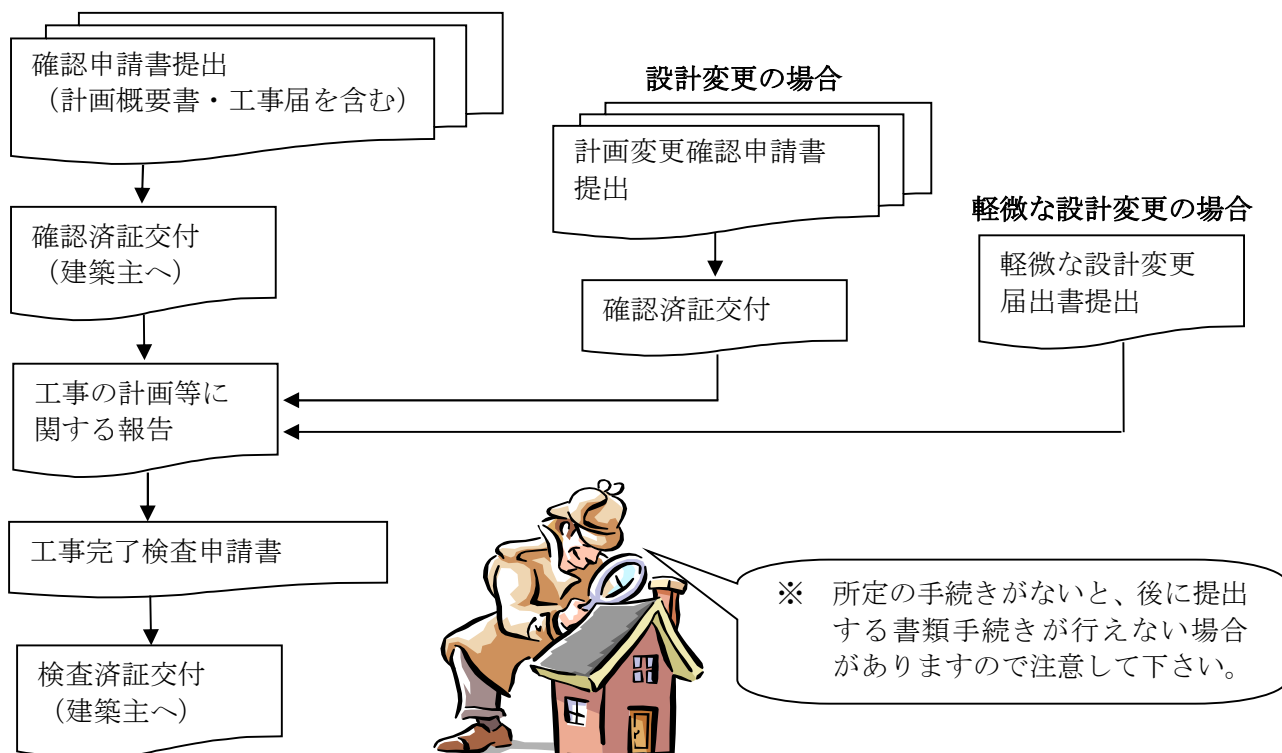
建 築 主 様
設計者・工事監理者・工事施工者 様

佐世保市建築主事

お 知 ら せ

この度、建築確認を受けられましたが、工事の着工から完了までは下記のような手続きが必要です。

1. 手続きの手順はつぎのとおりです。



2. 手数料について。

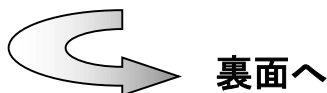
設計変更(計画変更確認申請に限る)、中間検査申請、及び完了検査申請については、別途手数料が必要となります。

3. 確認表示板の掲示について。

工事施工者は、建築基準法第89条第1項の規定により建築工事現場に必ず掲示してください。

4. 工事の完了検査申請書の提出について。

建築基準法第7条の規定により、建築主は工事が完了してから4日以内に完了検査申請を行い、検査を受け、検査済証の交付を受けなければなりません。検査済証の交付を受けていないと建築物を使用できない場合や、増築等できない場合があります。



裏面へ

5. 中間検査の対象となる建築物及び特定工程について。

1. 法第7条の3第1項第1号一国が指定する中間検査特定工程

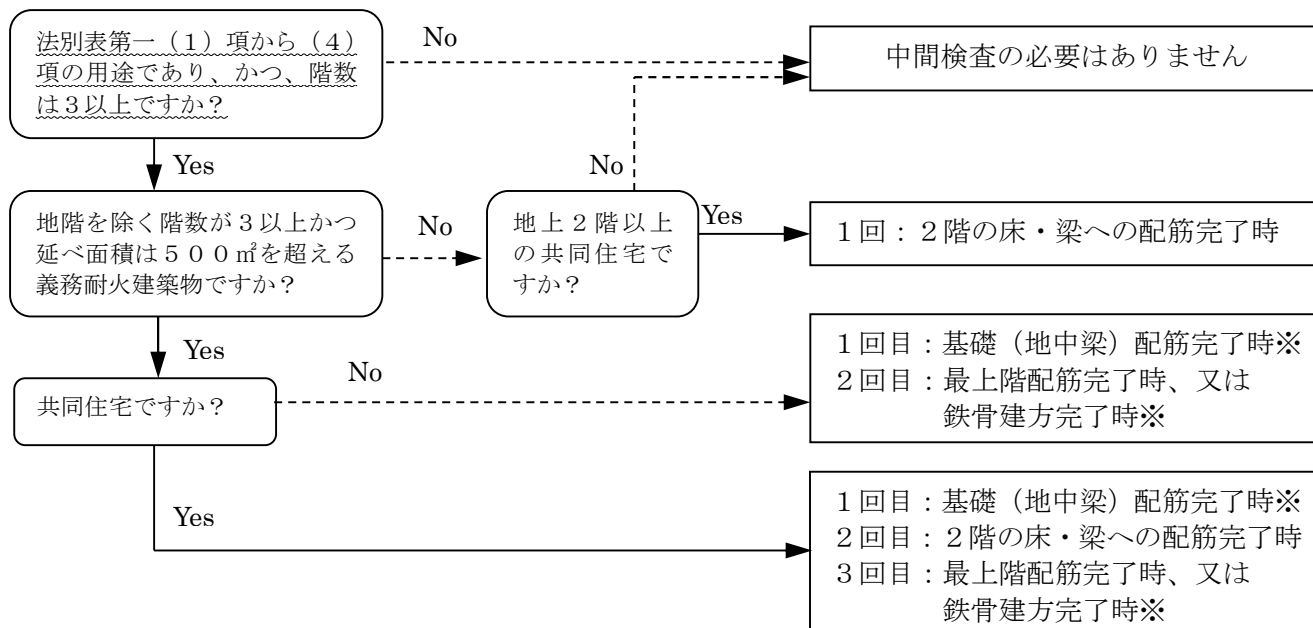
検査工程	2階の床・梁への配筋完了時
用途	共同住宅
規模・構造	階数が3以上

2. 法第7条の3第1項第2号一佐世保市が指定する中間検査特定工程（佐世保市告示400号）

検査工程	基礎配筋完了時 最上階配筋完了時、又は鉄骨建方完了時
用途	法別表第一（1）項から（4）項までの（い）欄に定めるもの （映画館・集会場・病院・診療所・ホテル・旅館・学校・マーケット・遊技場・共同住宅・料理店・物販店舗など）
規模・構造	地階を除く階数が3以上かつ延べ面積500㎡を超える耐火建築物

※中間検査フローチャート

中間検査回数・工程



※ 木造の建築物にあつては、基礎配筋完了時及び軸組の組み立て完了時

※ 2以上の構造を併用する建築物にあつては、基礎配筋完了時及び各構造の特定工程のうち、最も遅い特定工程）

建築主事等による中間検査を行い、中間検査済証の交付を受けるまで次の工程には進めません。

◎ その他、くわしくは建築指導課へおたずねください。

（TEL 代表 0956-24-1111）

確認申請・計画変更に関すること・・・審査係（内線2841～2843）

中間検査・完了検査に関すること・・・指導係（内線2844～2845）

